

登米市 1

事業名	登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）
事業主体	登米市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	登米市に移住・定住するために住宅を新築又は購入（中古住宅を含む）した方に住宅の取得に要する経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	<p><下記を全て満たす方></p> <p>(1) 市内に住宅を新築又は購入により取得し入居した転入者の方で、取得から6か月以内の方</p> <p>(2) 新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方</p> <p>(3) 市税等の滞納がない方及び暴力団員でない方</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費等</p> <p>(1) 申請日において転入から2年以内で、かつ住宅を取得した日から6ヶ月以内の方への補助住宅本体の取得経費総額（新築：500万円以上、中古300万円以上）の10分の1とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯区分Ⅰ（申請者及びその配偶者が40歳未満の世帯） 限度額50万円（中古の場合は25万円） ・世帯区分Ⅱ（申請者又はその配偶者が40歳未満の世帯） 限度額35万円（中古の場合は17万5千円） ・世帯区分Ⅲ（世帯区分Ⅰ及びⅡに該当しない世帯） 限度額25万円（中古の場合は12万5千円） <p>○加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店がある法人又は住所を有する個人事業主による新築住宅取得で10万円を加算 ・中学生以下の同居扶養親族（交付申請時）1人につき5万円を加算（制限なし）
補助申請期間	<p>住宅を取得した日から6か月以内</p> <p>※予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認願います。</p>
その他	<p>登米市のホームページに「交付申請の手引き」「申請書様式」を掲載しています。</p> <p>ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。</p>
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/city/shisejoho/ijuteju/jutakushutoku/sumaisupport.html
お問合せ先	<p>登米市まちづくり推進部観光シティプロモーション課 ふるさと定住係 0220-23-7331</p> <p>mail : tome-life@city.tome.miyagi.jp</p>

登米市 2

事業名	登米市空き家改修事業補助金
事業主体	登米市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	登米市空き家情報バンクに登録した空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家の改修等に要する経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	<p>登米市空き家バンクに登録した空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家の所有者及び入居者 ※空き家の所有者と入居者との間で賃貸借契約又は売買契約を締結している場合に限る</p> <p><補助の条件等></p> <p>①登米市空き家情報バンクに登録された空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家であること。 ②補助金の申請年度内に改修等の完了が見込まれること。 ③入居者が改修等を行った空き家に住民票を移し、改修等が完了した日から起算して5年以上定住すること。 ④改修等に要する経費が10万円以上であること。</p>
補助金額等	改修等の2分の1、50万円を限度として補助
補助申請期間	売買契約又は最初の賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまで ※予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認願います。
その他	登米市のホームページに詳細を掲載しています。 ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/city/shiseioho/ijuteju/bank/akiyakaisyu.html
お問合せ先	登米市まちづくり推進部観光シティプロモーション課 ふるさと定住係 0220-23-7331 mail : tome-life@city.tome.miyagi.jp

事業名	登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金
事業主体	登米市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	新エネルギーの導入を促進し、低炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を目的に、住宅に木質バイオマス燃焼機器を設置する方に対し、設置費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	<p><以下の要件を満たす方></p> <p>①登米市内に住所を有する（予定を含む）個人で、補助対象機器を設置する建物を住宅として使用する方</p> <p>②交付決定日以降に補助対象機器の設置を行う方、または引渡しを受ける方</p> <p>③すべての市税に滞納がない方</p> <p>④当該補助金の交付をこれまでに受けていない方</p>
補助金額等	<p>○補助対象経費 ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機器及びボイラーの購入、設置に関する費用</p> <p>○補助金額 補助対象経費の3分の1又は10万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）</p>
補助申請期間	令和4年4月1日から令和5年3月10日 ※予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認願います。
その他	登米市ホームページに「申請の手引き」「申請書様式」を掲載しています。 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/shisejoho/machizukuri/kankyo/hojojose/jyuuatakuyosinene.html
お問合せ先	登米市市民生活部環境課 環境政策係 0220-58-5553 mail : kankyo@city.tome.miyagi.jp

登米市 4

事業名	登米市魅せる登米材活用促進事業
事業主体	登米市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	地域産材を使用した木造在来工法による住宅等の新築又は増築に対し、市がその一部を助成することにより、木材需要の拡大を図り、林業の活性化、木材産業及び建築関連産業の振興を推進するもの。
補助対象要件	<p>市民が、市内に住宅等を建築又は増築する際に、主要構造材の50%以上に地域産材を使用する場合、地域産材使用量に応じて1戸当たり30万円を上限に助成する。また、市内産森林認証材の使用量に応じて最大10万円を加算する。羽目板、床材（市内認証材）使用加算（杉材上限5万円広葉樹15万円を加算する。（30万円+10万円+15万円＝55万円補助）改修（羽目板、床材使用（市内認証材））施工面積40㎡以上で10万円を補助する。</p> <p>①工法 木造軸組工法</p> <p>②使用部材 市産材を主要構造部材（梁、柱等）に50パーセント以上使用する住宅等</p> <p>③補助申請期間 建築完了から起算して12か月以内。（前年度に建築が終了しているものでも可）</p> <p>④対象建築物 市内に存する自己の居住の用に供する住宅、自らが営む店舗及び事務所並びに集会施設</p> <p>⑤森林認証材 管理認証森林から生産された木材を、加工流通管理認証を受けた製材業者等が加工した木材</p>
補助金額等	<p>○補助金額 地域材使用量1立方メートルごと 2万円（上限30万円）</p> <p>○加算金 市内産森林認証材使用量1立方メートルごと 5千円（上限10万円） 羽目板、床材（市内認証材）杉材 1平方メートル当たり1,000円以内。広葉樹4,000円以内</p> <p>○改修（羽目板、床材使用（市内認証材））施工面積40㎡以上10万円。</p> <p>○最大30万円+10万円+15万円＝55万円</p>
補助申請期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
その他	登米市のホームページに「補助事業のお知らせ」「申請書様式」を掲載しています。 ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.tome.miyagi.jp/shinko/shisejoho/noringyo/hojojigyo/tiikizai001.htm ↓
お問合せ先	登米市産業経済部産業振興課 林業振興係 0220-34-2709 mail : norinshinko@city.tome.miyagi.jp

事業名	登米市結婚新生活支援事業補助金
事業主体	登米市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	<p>令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たす世帯</p> <p>①補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が、申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日より継続して市内に居住する意思があること</p> <p>②婚姻日（婚姻届を提示し、受理された日をいう。）における、夫婦のいずれかの年齢が49歳以下であること</p> <p>③夫婦の双方または一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと</p> <p>④住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと</p> <p>⑤夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入する場合には、転入前の市町村税について滞納していないこと</p>
補助金額等	<p>令和3年4月1日から令和5年3月31日までに支出した経費のうち、住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用を合計した額で、1世帯あたり30万円を上限に補助。</p> <p>※勤務先から住宅にかかる手当が支給されている場合は、その額を除く。</p> <p>※1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てて計算</p>
補助申請期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
その他	登米市のホームページに「補助事業のお知らせ」「申請書様式」を掲載しています。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/kosodateshien/kekconsinseikatu.html
お問合せ先	登米市福祉事務所子育て支援課 子育て支援係 0220-58-5562 mail : kosodateshien@city.tome.miyagi.jp

登米市 6

事業名	登米市がけ地隣接等危険住宅移転事業補助金
事業主体	登米市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある「危険住宅」の移転を促進するため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに建つ「危険住宅」を安全な場所に移転する事業を行う方に対し、経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに建つ「危険住宅」を、安全な場所に移転する事業を行う方。 ※未契約（仮契約含む）、未着手であること。
補助金額等	①除却等費：危険住宅の除却などに要する経費で撤去費、動産移転費、仮住居費等 上限＝97.5万円 ②建設助成費：危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（年利率 8.5 %を限度） 上限（建物）＝325万円 上限（土地）＝96万円
補助申請期間	補助は予算の範囲内で行います。 移転等実施の前年度5月頃までに事前相談してください。
その他	ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	※準備中
お問合せ先	登米市建設部住宅都市整備課 建築係 0220-34-2316 mail : jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp